



事業者のみなさまへ



ビルにみどりき
まちにやすらぎき

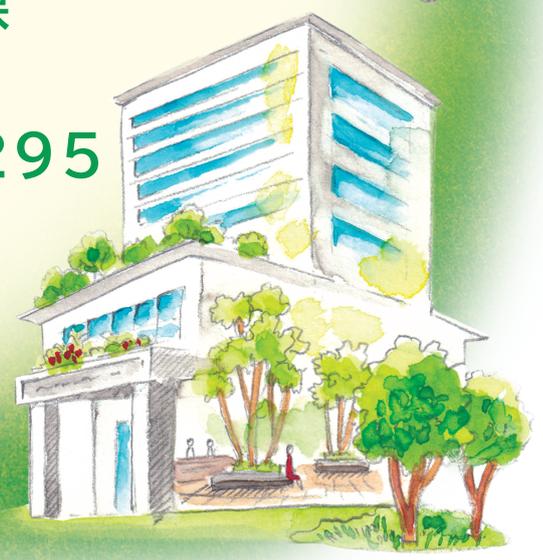
グリーンビル促進事業 補助制度のご案内

【問い合わせ先】

福岡市住宅都市みどり局
みどり推進課

TEL

092-707-1295



01 補助の目的

この補助金は、都心部のオフィスビル等の緑化を行う者に対して、費用の一部を補助することにより、花や緑あふれる魅力的なまちづくりを推進することを目的とします。

(既存ビルの緑化促進も対象です)

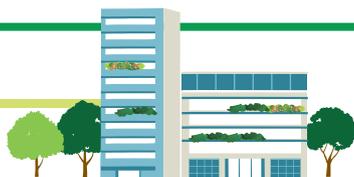


02 補助の対象

対象場所

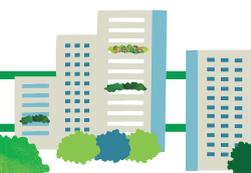
福岡市都心部

※福岡市都市計画マスタープランにおける都心部(天神、博多駅、博多ふ頭・中央ふ頭を中心として、東は御笠川、南は百年橋通り、西は大正通りに囲まれたエリア)



対象建築物

業務施設、商業施設、宿泊施設、その他これらに類するもの



補助対象

福岡市内の都心部において、空地・壁面・バルコニー・屋内・花壇などの緑化

※既存ビルも緑化促進の対象です

- 1 補助事業を行う当該建築物の所有者
若しくは建築主又は土地の所有者
- 2 1 から承諾を得た者



対象となる工事期間

申請する会計年度内に
緑化整備の完了が可能なもの

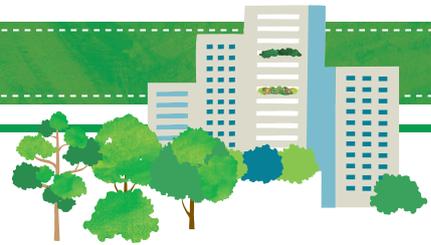
補助金額

対象経費の $\frac{1}{2}$

上限 3,000万円

※ただし、効果促進緑化については
必須緑化にかかる費用の
 $\frac{1}{3}$ を上限とする





【1】必須緑化

1 空地緑化



対象範囲

- 敷地内の空地
- 公道および公開性のある場所から視認できる範囲

対象条件

- プランターによる緑化は容量が50リットル以上で、固定等により転倒防止を行うこと。
また、耐久性があり、植物の生育に支障がないものであること。

2 建物緑化【壁面緑化】

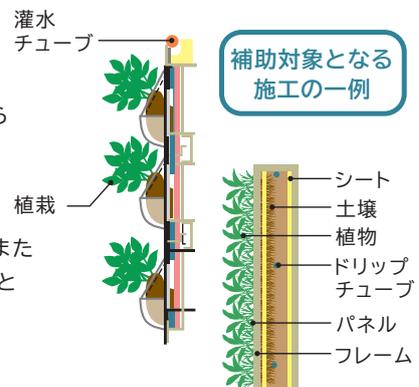


対象範囲

- 建築物の壁面や前面
- 公道および公開性のある場所から視認できる範囲

対象条件

- 建築物の壁面や前面に誘引資材または植栽基盤を設置しておこなうこと
- つる植物の場合、1mあたり3本以上植栽すること



3 建物緑化【その他緑化】



対象範囲

- バルコニーその他これに類するもの
- 公道および公開性のある場所から視認できる範囲

対象条件

- プランターによる緑化は転倒がないよう設置場所に固定されていること



必須緑化 対象とする規模

【敷地面積1,000㎡未満の場合】

- 高木、中木、壁面緑化による緑化面積を10㎡以上とすること

【敷地面積1,000㎡以上の場合】

- 高木、中木、壁面緑化による緑化面積を10㎡以上とすること
- 当該敷地の緑化率(必須緑化のみによる算出)を5%以上とすること

【2】効果促進緑化 ※【1】必須緑化との併用が必要です

4 屋内緑化



対象範囲

- 屋内の公開性のある場所

対象条件

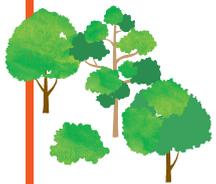
- プランターによる緑化は転倒がないよう設置場所に固定されていること

対象規模

- 必須緑化の対象規模を満たすこと



5 花壇整備



対象範囲

- 敷地内の空地
- 公道および公開性のある場所から視認できる範囲

対象規模

- 必須緑化の対象規模を満たすこと



04 補助の対象となる緑化内容

- 1 高木、中木、低木、芝等による緑化であること。
- 2 プランターによる緑化は容量が50リットル以上で、かつ、耐久性があり、植物の生育に支障がないものであること。
- 3 法律等により緑化の義務がある場合は、その基準を超えた部分を対象とする。
- 4 植物の生育環境及び管理計画が十分整っていること。
- 5 緑化工法や緑化資材の営業を目的としていないこと。
- 6 他の助成等を受けていないこと。
- 7 近隣への日照障害、枝葉の越境等周辺環境に悪影響を及ぼさない計画であること。



「高木」とは、しゅん工時の高さが2.5メートル以上の樹木をいう。
 「中木」とは、しゅん工時の高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木をいう。
 「低木」とは、しゅん工時の高さが0.4メートル以上1メートル未満の樹木をいう。
 「芝等」とは、芝、地被類又は多年生草本(タケ・ササ類を含む)のことをいう。

※次のいずれかに該当する場合は、補助対象になりません。(1)一年草や菜園等による緑化(2)既存樹木の植替えによる緑化



05 補助対象経費

- 1 緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費



- 2 緑化に係る基盤整備及び灌水施設に要する材料、土壌並びに樹木等の購入費



- 3 樹木等の植栽費



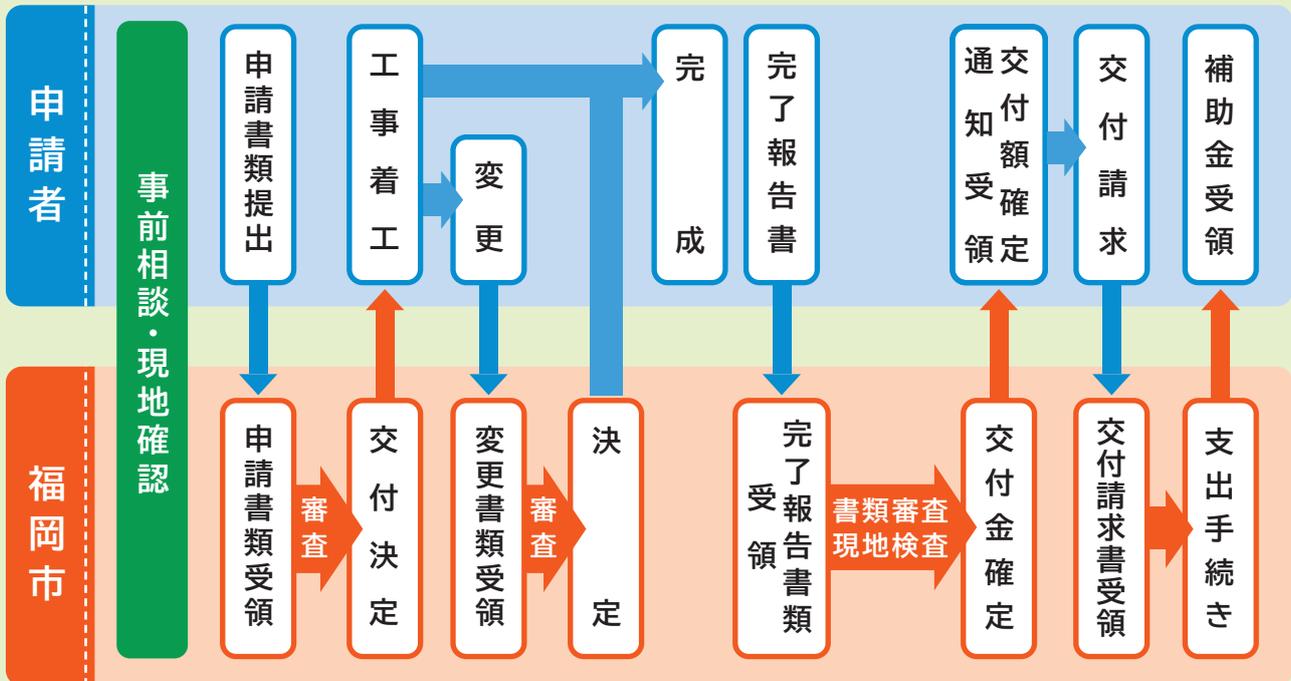
- 4 前各に掲げる緑化施設の整備に付随する諸経費

(1)～(3)の合計の30%以内を上限として、含むことができる

※緑化に際しては建築基準法、消防法等関係法令を遵守してください。また、緑化工事を行う際は所有者の許可を得てください。また、周辺環境や隣接地に配慮し、落下物の防止、土砂等の流出防止、施工中の安全対策を徹底してください。詳しくは福岡市のホームページにてご確認ください。

申請手続きと提出書類

補助金の申請にあたっては、まずは事前相談の上、必ず緑化工事を始める前に申請書類を提出してください。緑化工事着工後の申請は補助対象になりません。



※申請書の審査には概ね1ヶ月程度を要しますので、工事着工までに余裕を持った申請をお願いいたします。

申請時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 位置図
- (4) 収支予算書(第3号様式)
- (5) 工事費見積書(写)若しくはそれに類するもの又は設計書(写)
- (6) 緑化関係図
 - ア 敷地平面図及び建物等配置図
 - イ 緑化場所の位置図及び平面図、緑化求積図、植栽計画図及び断面図並びにその他必要な施設図等
- (7) 施工前写真(ただし、申請時に対象の建築物等が未完成の場合には、実績報告書に添付することができる)
- (8) 建物緑化(壁面緑化、その他緑化)を実施する場合、対象の建築物が建築基準関係規定に適合していることを証する検査済証(写)又は確認済証(写)。
- (9) 補助事業を行う当該建築物の所有者若しくは建築主又は土地の所有者の承諾書(所有者若しくは建築主又は土地の所有者の場合は不要)

完成時の提出書類

事業が完了したときは、速やかに以下の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書(第9号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 請求書(写)若しくはそれに類するもの又は契約書(写)
- (4) 補助事業施工中及び完了写真
- (5) 補助事業に関わる領収書(写)又は支出を証する書類(写)。(ただし、実績報告時での提出が困難である場合は、補助金支払請求時に添付することができる)

06 緑化を行う際のポイント

1 植物の成長を考慮しましょう

植物が十分に根を張り、枝葉を伸ばせるよう、ゆとりあるスペースを確保してください。

2 環境と景観に合った植物を選びましょう

日当たり、風通し、土壌などの環境条件や、ベランダからの景観、日々の管理のしやすさなどを考慮して、最適な植物を選びましょう。

3 周囲への配慮も忘れずに

落葉や土埃などが近隣の迷惑にならないよう、風向きや植物の特性に注意し、こまめな清掃を心がけましょう。



07 設置後の維持管理について

1 緑化を長く楽しみましょう

補助金を活用して設置した緑化は、愛情を持って育て、適切な維持管理に努めてください。

2 情報提供にご協力ください

市の依頼に応じて、施工事例の写真提供や生育状況の報告などにご協力をお願いする場合があります。



その他の緑化助成制度

福岡市では「福岡市緑のまちづくり協会」による緑化助成も利用できます。
詳細につきましては下記リンクよりご確認ください。

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
「みどりの助成」

<https://www.midorimachi.jp/help/promotion.htm>



問い合わせ先



GRIPPI
グリッピー

福岡市住宅都市みどり局みどり推進課

住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL 092-707-1295

FAX 092-733-5590

Email midorisuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

詳細はホームページをご覧ください。

